

本学において研究に従事するすべての研究者は「追手門学院大学研究倫理規程」第1条に基づき、以下の倫理規準を遵守する必要があります。

誓約書

私は、本学において研究を行なうにあたり、下記事項を遵守することを誓約いたします。なお、本誓約に違反した場合には、追手門学院大学や研究費交付元機関等から処分を受けること、および法的な責任を負うことを承知しております。

記

(研究者の姿勢)

- 第3条 研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果の客観性を歪めてはならない。
- 2 研究者は、生命と個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。
 - 3 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示及び本学の諸規程を遵守しなければならない。
 - 4 研究者は、他の国・地域及び組織の文化、伝統、慣習、価値観及び規律等の理解に努め、また、性別、人種、思想及び宗教などによる差別を行なってはならない。

(研究者の行動)

- 第4条 研究者は、自己の研究の及ぶ範囲を自覚し、他分野の研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。
- 2 研究者は、共同研究者が対等のパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。
 - 3 研究者は、学生が共同研究者となるときは、学生が不利益を被らないよう十分に配慮しなければならない。
 - 4 研究者は、自己の研究計画について、明瞭に説明しなければならない。
 - 5 研究者は、研究遂行中において、適切な時期に途中経過の報告を行わなければならない。
 - 6 研究者は、資料、情報、データ等の提供者、その他研究に協力する者に対して誠意をもって接しなければならない。

以上

年 月 日

(氏名) _____ 印

(自署もしくは捺印)